

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

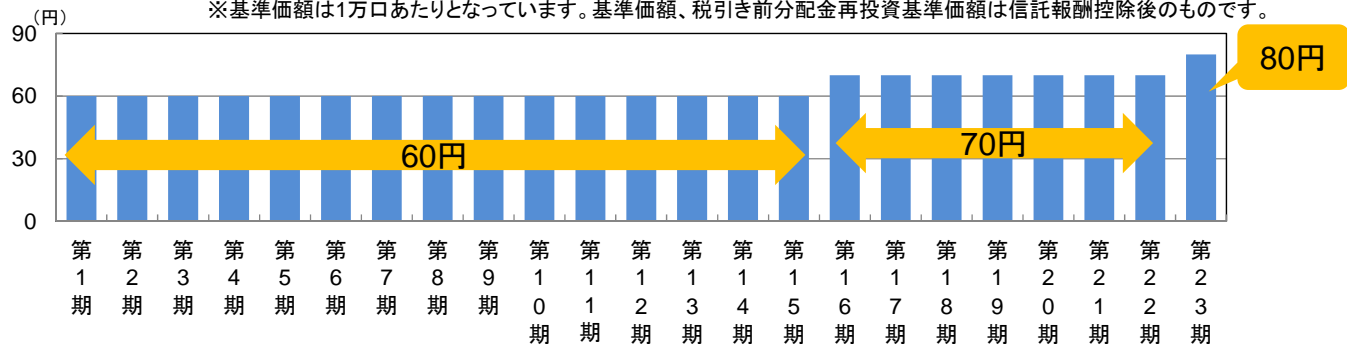
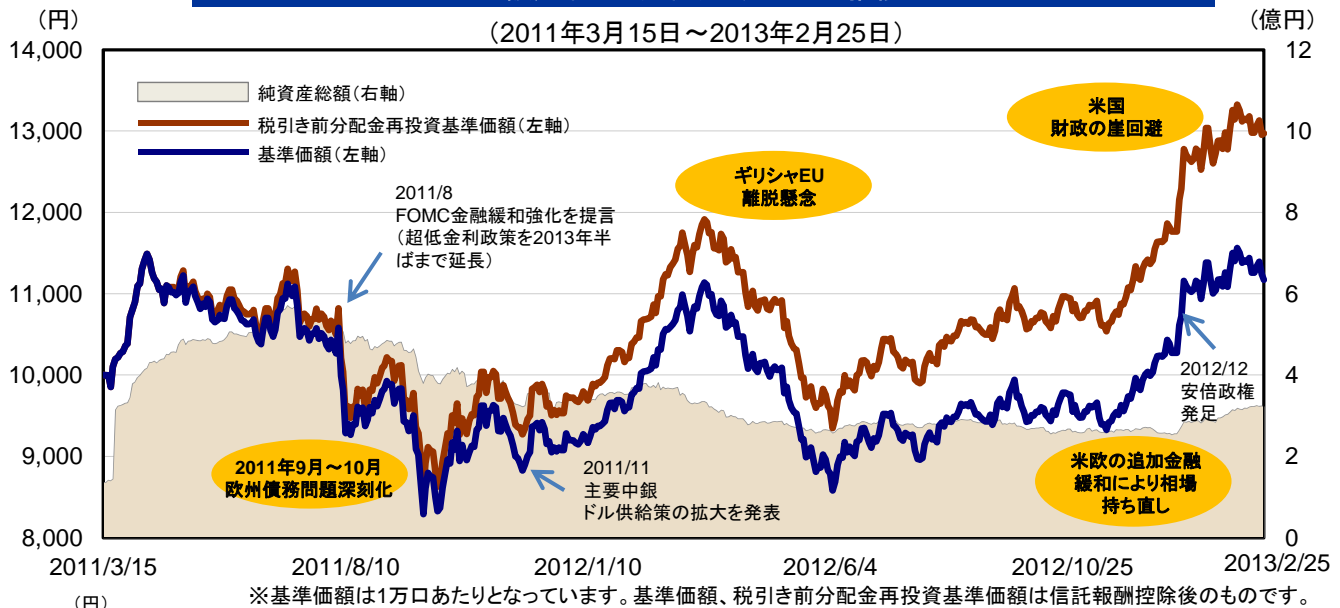
★ E M E R G I N G S T A R ★



データ基準日: 2013年2月25日

当ファンドは、2013年2月25日に第23期決算を行い、分配金を80円に引き上げました。

設定来の運用状況と分配金の推移



設定来の基準価額の要因分析

今後の見通し

	基準価額	変動額	要因別内訳			
			株式	為替	分配金	その他
2011年3月15日	10,000					
2013年2月25日	11,172	1,172	+2,210	+1,302	-1,470	-870

2012年後半からグローバル経済を取り巻く環境は改善してきており、今年の新興国株式市場も底堅い推移が期待されます。米国では減税の失効と財政支出削減が同時に到来する「財政の崖」が回避され、中国でも最近では景気回復傾向が確認されています。一方、欧州は、本格的な回復には未だ時間がかかる見込みですが、債務問題は鎮静化しており、不透明感が後退しています。こうした状況を受け、新興国経済でも無難な推移が見込まれ、新興国株式市場をサポートしていくものと思われます。

※組入ファンドの価格変動要因を基に委託会社が作成し参考情報として記載しているものです。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。その他には信託報酬等を含みます。

上記は過去の実績であり、将来の当ファンドの運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドの運用により生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。●当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ EMERGING STAR ★



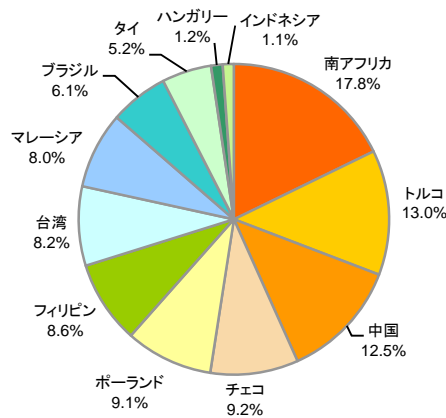
データ基準日: 2013年2月25日

新興国好配当株式ファンドと新興国株式指数のパフォーマンス比較
(ファンド設定日~2013年2月25日)



※MSCI Emerging Market Index(配当込み、円換算ベース): 2011年3月15日を10,000として指数化
出所: ブルームバークのデータを基に、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

組入株式の国別構成
(2013年1月末時点)



※国別は、ブルームバークの情報に基づき分類しておりますが、副投資運用会社であるメロン・キャピタル社からの情報に基づき分類したものが一部含まれます。

新興国株式市場の動向

2012年は半ばにかけて、ギリシャなど欧州の債務問題にかかる懸念もあって、新興国株式市場では値動きの激しい展開が見られましたが、年後半からはパフォーマンスは大きく改善しております。主要投資対象ファンド(BNYメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド(円クラス))が組入れている国別では、台湾、フィリピン、中国、タイの株価が安定的に上昇しています。

上記は過去の実績であり、将来の当ファンドの運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドの運用により生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。●当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ E M E R G I N G S T A R ★



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して7営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨークまたはルクセンブルグの取引所の休場日もしくはニューヨークまたはルクセンブルグの銀行の休業日 ならびに委託会社が別途定める日
申込締切時間	営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。
購入の申込期間	平成24年5月26日～平成25年5月24日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金 申込受付中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた申込みの受け付けを取消す場合があります。
信託期間	平成33年3月25日まで(当初信託設定日:平成23年3月15日)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。
決算日	毎月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎特定期間(原則として、毎年2月26日から8月25日までおよび8月26日から翌年2月25日まで)終了後および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 法人の受益者の場合、益金不算入制度の適用はありません。

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ E M E R G I N G S T A R ★



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資家が直接的に負担する費用

購入時手数料

3.675%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定める手数料率を、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.2%**の率を乗じて得た額とします。

投資家が信託財産で間接的に負担する費用

当該ファンドの
運用管理費用
(信託報酬)

毎日、信託財産の純資産総額に**年0.8715%(税抜 年0.83%)**の率を乗じて得た額とします。
運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。
運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下のとおりです。

合計	年0.8715%(税抜0.83%)
(委託会社)	年0.1050%(税抜0.10%)
(販売会社)	年0.7350%(税抜0.70%)
(受託会社)	年0.0315%(税抜0.03%)

投資対象とする
投資信託証券の
管理報酬等

- ・メロン・オブショア・ファンズーBNYメロン・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド(円クラス)
 - ・・・純資産総額に対して年率0.91%
- ・BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)
 - ・・・純資産総額に対して年率0.0315%(税抜0.03%)~0.1575%(税抜0.15%)

実質的な負担

年率1.7815%程度(概算)

※管理報酬等には年間最低報酬額が定められているものもあるため、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。

その他費用・
手数料

監査費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。

(注)この他に、投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。

◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成24年10月末現在のものです。平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が付加され、10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ E M E R G I N G S T A R ★



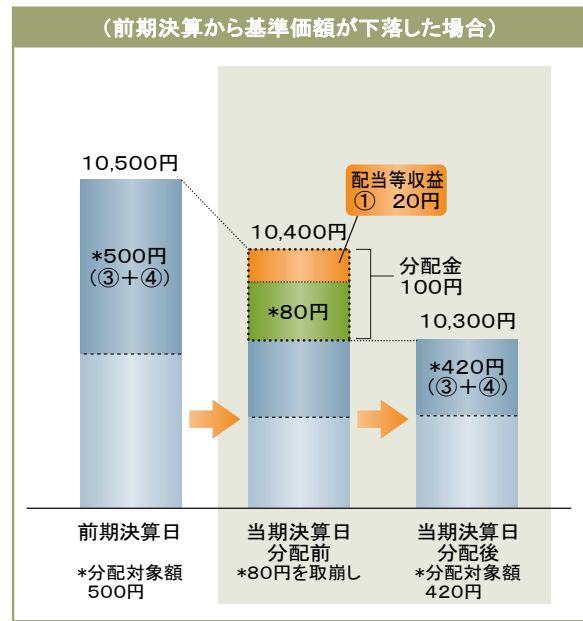
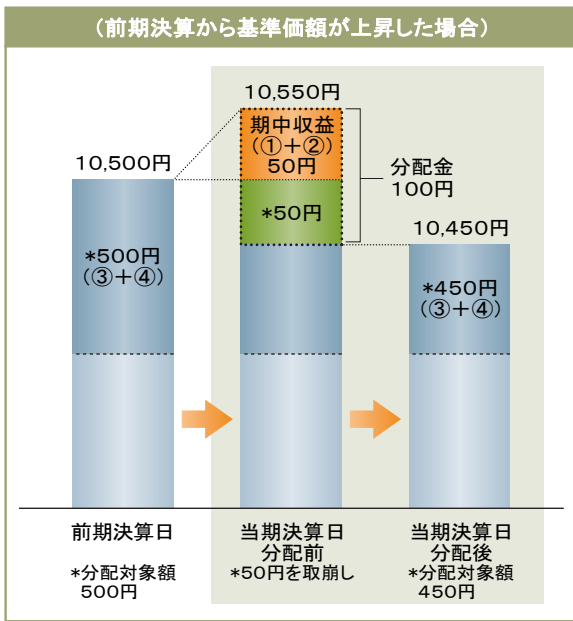
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

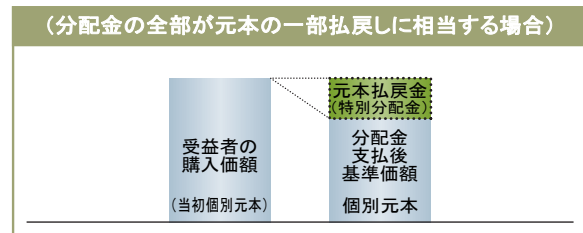
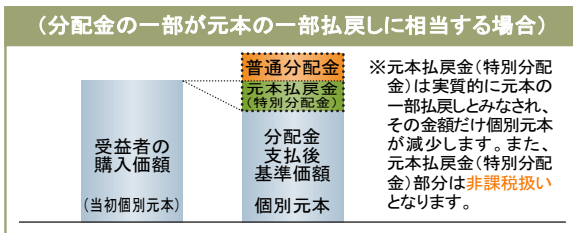
(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

新興国好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信/海外/株式

愛称: エマージング・スター

★ E M E R G I N G S T A R ★



投資リスク

基準価額の変動要因(主な投資リスク)

当ファンドは、国内外の投資信託証券を主要投資対象としていますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

価格変動リスク	投資信託証券を通じて投資を行う株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。
株式の発行企業の信用リスク	当ファンドは、投資信託証券を通じて株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生ずるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることもあります。
流動性リスク	流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。
為替変動リスク	為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
カントリー・リスク	新興国に投資する場合、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)などにより、運用上予期しない制約を受ける可能性があります。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。加えて、税制においても先進国と異なる場合があります。一方的に税制が変更されることもあります。以上のような要因は、ファンドの価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ	当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
収益分配金にかかる留意点	<ul style="list-style-type: none"> 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。



委託会社、その他関係法人

- [委託会社] BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 (信託財産の運用指図等)
 [受託会社] 株式会社りそな銀行 (ファンドの保管・管理業務等)
 [販売会社] (ファンドの募集・販売の取扱い等)

お申込み、投資信託説明書(目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○